

鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 市町村から県（事業開始20日前までに申請）

- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 交付申請は、当該年度の9月30日までに行ってください。

2. 交付決定通知到着 県から市町村（申請から原則20日以内に決定）

- 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 市町村

- この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を中止・廃止する場合】

- ・事業を中止・廃止する場合は、県の承認が必要です。
- ・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

【事業を変更する場合】

- ・本補助金の対象経費の増額及び交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更をする場合は、県の承認が必要です。
- ・変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 市町村

- 事業の完了とは：市町村が間接補助事業者に対して額の確定をした年月日とする。
- この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 市町村から県

- 事業完了後30日以内と当該年度の3月15日のいずれか早い日
- 実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 額の確定通知 県から市町村

資料提出・問い合わせ先

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地
電話(0857)26-7386
電子メール kasen@pref.tottori.lg.jp